令和２年11月定例会　経済委員会（付託）
令和２年12月８日（火）
〔委員会の概要　労働委員会関係〕

南委員長
　ただいまから，経済委員会を開会いたします。（10時34分）
　直ちに，議事に入ります。
　これより，労働委員会関係の調査を行います。
　労働委員会関係の付託議案はありませんが，この際，理事者側から報告事項があれば，これを受けることにいたします。

脇田労働委員会事務局長
　報告事項はございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

南委員長
　それでは，これより質疑に入ります。
　質疑をどうぞ。

北島委員
　私からは，事前委員会でもお聞きしたのですが，相談の件数やあっせんの処理状況について，もう少し詳しく教えていただきたいと思います。
　前回は，新型コロナウイルス感染症関係の相談は６件であると御説明いただきました。徳島県内においては，新型コロナウイルス感染症による労使紛争が比較的少ない状況なのかなと思っております。
　また，前回も御紹介させていただきましたけれども，厚生労働省が11月27日に発表しております新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報，これは定期的に出ておりますが，その中の解雇等見込み労働者数について，全国で７万4,000人を超える方が解雇等の見込みであるという数が出ているのですけれども，現在，徳島県では，109人と，他の都道府県と比べるとかなり少ない状況となっております。
　本県における件数的な動向は前回の報告資料で把握できましたので，事前委員会でお聞きしたのですが，今回それぞれの件数について，どのような内容の相談が寄せられているのかということもお聞きしたいと思います。把握されている情報を教えていただけますでしょうか。

倉橋調整課長
　ただいま北島委員から，前回御報告いたしました個別的な労使紛争に係る相談の内容について御質問いただきました。
　４月１日から10月31日までの間に労働委員会に寄せられました相談件数は126件でございます。主な内容を申し上げますと，パワーハラスメント，嫌がらせに関する相談が最も多く30件，解雇に関する相談29件，退職，賃金未払に関する相談がそれぞれ15件，年次有

給休暇に関する相談が８件というように続いております。

北島委員
　状況はどうなのかと判断するには前年度の状況も把握する必要があると思うのです。先ほどの御説明では４月から10月の７か月間でしたけれども，昨年の同期間の数字，なければ１年分で構いませんので，状況を教えていただけませんでしょうか。

倉橋調整課長
　昨年度のデータが手元にございますので，御報告させていただきます。
　労働委員会へ昨年度１年間に寄せられました相談件数は222件でございます。先ほどは４月から10月末までの状況を御報告いたしましたけれども，昨年度１年間の相談内容はどうであったかということでございますが，パワーハラスメント，嫌がらせに関する相談が67件と最も多く，次いで解雇に関する相談が45件，賃金未払に関する相談が43件，退職に関する相談が36件，年次有給休暇に関する相談が10件などとなっております。

北島委員
　御説明では，昨年度は解雇が45件，賃金未払が43件，今年度10月末時点では解雇が29件，賃金未払が15件となっておりまして，賃金未払の相談件数が昨年に比べちょっと少ないという傾向を感じたところであります。一つ考えられるのは，雇用調整助成金など企業への各種給付金等々が活用されたことも大きな要因なのかなと思うところでありますが，それぞれの企業が活用して初めて効果が出てくるものです。そのためには，ほかの様々な施策についてもよく言われておりますけれども，まずは知ってもらうことが一番重要であるというところです。労働委員会におきまして，このような助成金等々の施策について具体的にどのような広報活動を行っているのか，教えていただけますでしょうか。

倉橋調整課長
　労働委員会における広報活動についての御質問かと思います。
　労働委員会が労使トラブルの解決に向けた調整や労働相談を行っている行政機関であるということにつきまして，まずは県民の方に知っていただくことが大変重要であると認識しておりまして，これまでもそういった視点で広報活動に取り組んできたところでございます。
　具体的な活動を少し申し上げますと，広報チラシを作成してコンビニやスーパーマーケットなど人が立ち寄る店舗，市町村や商工団体などの関係機関に配付して設置いただいております。今年は新型コロナウイルス感染症の関係で見送りましたが，例年ですと，徳島駅前や大型ショッピングセンターでの街頭啓発もやっております。それから県のホームページ，新聞，ラジオ，ケーブルテレビ，ＳＮＳなどの媒体を活用した情報発信を行っているところでございます。加えまして，高校生や大学生に向けたワークルールを知ってもらうための出前講座を実施いたしております。
　さらに，今年度につきましては，労働委員会制度のＰＲポスターを県内の高校生に募集したところでございます。ＰＲポスターを制作する過程で労働委員会を知っていただくと

いう狙いも込めて実施いたしました。七つの高校から32作品が寄せられたという状況になっています。

引き続き，関係機関や関係団体とも連携を図りながら，更なる工夫も加え，周知啓発にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

北島委員

様々な媒体を使って広報されているということです。私の地元である北島町の町報にも多分載っていたと思います。必要な情報を企業や労働者の方にできるだけ伝えることが一番重要であります。今後においても，これに限らず，新しい媒体があればどんどん活用し，労使トラブルの解決に尽力していただきたいと思います。

西沢委員

この数年間の中で，この地方労働委員会で話がまとまらずに裁判になった，また中央労働委員会で再審査となったなどはあるのですか。

金澤審査課長

不当労働行為の申立てにつきまして，命令に対して不服があった場合，中央労働委員会に再審査を請求する，裁判所に取消訴訟を行う，この二つを選択することが可能です。平成22年から10年間の処理件数は11件ございますが，そのうち中央労働委員会への再審査の申立てがあったものは３件となっております。

西沢委員

裁判はどうですか。

金澤審査課長

平成22年以降については裁判はありません。

昭和24年から不当労働行為の制度ができたわけですけれども，中央労働委員会へ再審査を申し立てたものが19件ございます。取消訴訟は14件ございました。その結果ですけれども，再審査請求については和解が成立して取下げとなったものが10件ございます。命令が行われたものが５件ございまして，うち取消訴訟になったものが３件あるのですが，いずれも和解により取下げがされております。取消訴訟については，和解が成立したものが６件，棄却が２件，認容が１件という結果になっております。

西沢委員

私もよく分からないのですが，地方労働委員会での取消訴訟ということですか。

（「はい」と言う者あり）

西沢委員

地方労働委員会でまとまらなかったら，裁判所で取消訴訟を提起するか，中央労働委員会へ申立てをしますよね。

金澤審査課長
　どちらかという形になります。

西沢委員
　地方労働委員会でまとまらなかったから違う所へ行って，結果的にこうなった。だからこういうことに気を付けなければいけないなどということも必要なのかなと。地方労働委員会の在り方について，次の段階に行った中でもう１回見直すなどということも必要かと思います。裁判所や中央労働委員会に進んだ経緯なども見たほうがいいのかと思うのですけれども，そのあたりはどうしているのでしょうか。

金澤審査課長
　不当労働行為の申立てがございますと，その度に審査委員，使用者側，労働者側の参与委員をそれぞれ選ばせていただき，審査いただくということになっております。
　当然，事件ごとに審査委員，参与委員が替わることもございますので，必ずしも過去の事件が考慮されているというわけではないのですけれども，最終的な判断については５名の公益委員において検討された上で決めさせていただくようになりますので，個々に経験された不当労働行為事件につきまして，そういった反省部分も考慮されている可能性はあるかと思います。

西沢委員
　地方労働委員会できっちりと解決すれば一番いいんですけれども，そのためにも，次の所でどういうふうにまとまって終わったのかということも含めて，ちゃんと精査して進め方を見直したほうがいい思います。

岡田委員
　今朝，新聞に同一労働同一賃金の事が載っていたんですけれども，今後適用されていくようになれば，徳島県内は小さな会社が多いですし，どこまでどのように影響していくのか。経営者側と就労者側それぞれの立場がありますが，大企業への適用を受け，県内企業への影響に対する配慮，取組などについて，どのように考えられているのかをお聞きしたいんですけれども，いかがでしょうか。

倉橋調整課長
　ただいま岡田委員から，同一労働同一賃金関係の適用について企業に向けてどのように広報しているのかという御質問を頂きました。
　労働委員会はそもそも労使関係のトラブルを解決する所でございまして，この制度において直接的には広報という形はしていないのですが，労働組合や使用者側の団体が参加する会議の中で，例えば10月にあった裁判の状況などの事例研究を行ったりというような活動を行っております。何らかの形でそういった制度を広めていくというようなことに関わっていると考えております。

岡田委員

今後の問題点として，ほかの所はしているのに自分の所はしてくれていないなどで労働争議の調整が増えてくるのかなと懸念されるので，ここで質問させてもらっています。

企業によってそれぞれ考え方などがありますし，企業努力では済まないものも関係してくるのかなと考えられるんですけれども，少なくとも労働者が望んでいる働き方ができるというような環境にもっていっていただきたいというのが一つです。

経営者側も，コロナ禍で非常に苦労しながら生業（なりわい）を残していく努力をされている中，雇用調整助成金など企業を支援する制度もあり，今できることは最大限努力してもらわないといけないとは思います。でも，それにも限界などがあってなかなか実現しにくい企業も多分出てきますし，それに関しておかしいという労働者のお話も多分出てこようかと思いますので，あえてこのタイミングで質問させてもらっています。いずれにしても皆さんが不満なく得心して仕事ができるというのが一番かなと思います。

今日の新聞によると，西精工株式会社は正規・非正規雇用労働者の希望を聞き，配慮しているというお話でしたので，まずは労使間で対話ができる環境づくりをしていただく。その旨も気配りされながら仲裁等をしてくださっているとは思います。

今後，この問題は出てくるかと思います。それぞれの立場の方が得心できるようにうまく仲裁等ができるよう，事前に制度や事例などを示し，こういうふうにしたらうまくできます，こういうところが大変なので気を付けましょうなど，持ち得ている情報をいろいろな所で先々に提示していただく。問題が深くならないうちに解決できるような取組を進めていただければと思います。お願いしたいと思います。

脇田労働委員会事務局長

岡田委員から，同一労働同一賃金について御質問いただきました。

国が会社や労働者の方に対し，この制度の趣旨を周知徹底するということですけれども，同一労働同一賃金は，賃金の種類，どういう趣旨で手当が作られたのか，従業員の方がどういう命令を受けて従事しているかなど個々のケースを具体的に見ていかないと一般的なことが言えないのがこの問題の非常に難しいところでございます。さきに最高裁の判決も出ましたけれども，個別具体で判決も出しているというような状況でございます。

我々は飽くまで労使関係のトラブルの解決を図るという機関でございまして，この問題に主体的に取り組むのは非常に難しいところもあるんですけれども，国や関係機関とも連携しながら，周知徹底についても進めていきたいと思っております。

岡田委員

是非よろしくお願いします。

東条委員

労働相談がすごく少ないです。私はこのコロナ禍の中でもっと相談が多いのかなと思っていたんです。その状況の中でなぜ相談に来てもらえないのか。自殺者はすごく増えているんです。だから労働委員会に相談せずに自殺をするというような状況になっているのか

なと考えるとすごく残念だなと，岡田委員が質問している中で思ったんです。

ですので，労働委員会としても，労働者が自殺をする前に相談機関に行くような状況に積極的にしていくというか，労働相談はここへ行ってしてくださいということをもっと言っていただきたい。非正規雇用労働者がどんどん辞めています。部局が違うかも分からないですけれども，自殺に至らない手立てを連携してやっていただけたらと思うのですが，その点はいかがでしょうか。

倉橋調整課長

ただいま委員から，自殺に至らないよう関係機関とも連携をというようなお話でございます。

労働紛争に係る相談につきましては，徳島労働局，法テラス，徳島県社会保険労務士会などの関係機関が構成委員である徳島個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を設置しております。相談が寄せられた場合，どこの機関が内容的にふさわしいかということも踏まえまして，連携しています。例えば労働委員会に寄せられた相談でも労働局のほうがいいというものについては徳島労働局へつないだり，また逆のパターンもございます。そういった形で連携等をしているのが実態でございます。

ＰＲの面でもできる限り広報はしているところではございますが，言われましたように，相談件数が少ないなど必要な方に情報が十分届いていない状況があるかもしれませんので，どういった効果的な広報ができるのか関係機関とも十分相談しながら，これからもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

東条委員

是非お願いしたいと思います。労働委員会はどうしても敷居が高いと思いますので，県民や市民にもっと近い形で。シングルマザーなど非正規雇用労働者の方が解雇されてなかなか就職ができない状況の中で，どこの窓口に行けばよいかということにつながっていないように思うんです。労働委員会からも商工労働観光部などいろんな所と連携しながら進めていっていただけるように要望しておきます。よろしくお願いします。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により休憩いたします。（11時00分）